

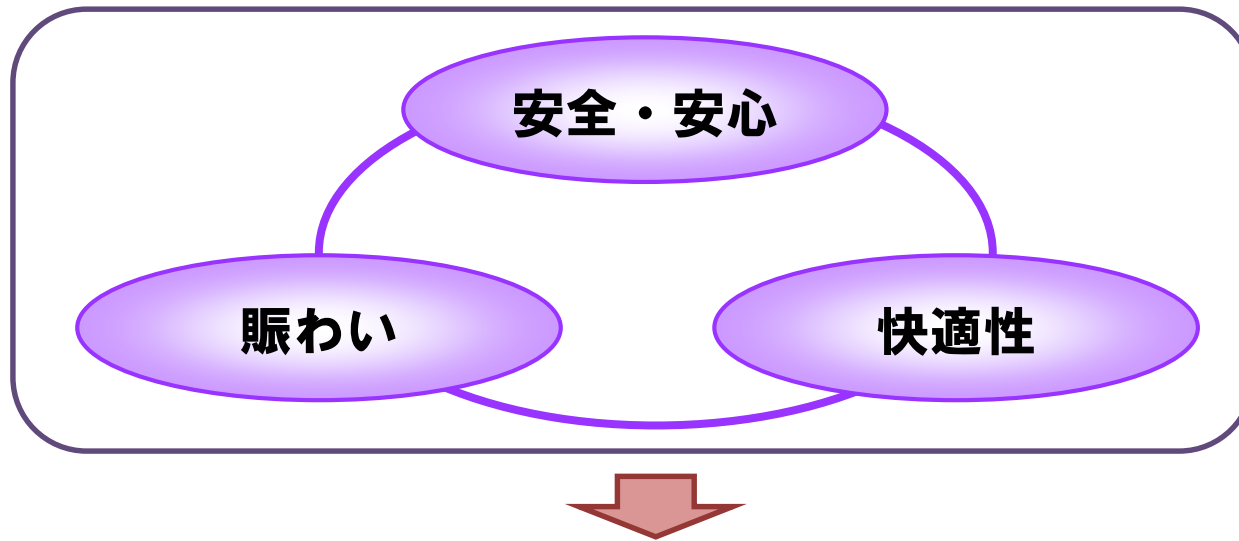
「歩いて楽しいまちなか戦略」 平成29年度の取組



1. 「歩いて楽しいまちなか戦略」 とは・・・

(1) 目標

50年後, 100年後も, すべての人を魅了するまちであるよう,
「歩いて楽しいまち」を創出する。



交通環境改善

徒歩と公共交通が主役となる交通環境

魅力的な空間形成

歴史的都心地区にふさわしい, 魅力的で秩序ある
都市空間の形成

賑わい創出

歴史的都心地区のポテンシャルを活かした魅力・活力

1. 「歩いて楽しいまちなか戦略」とは・・・

(2) 四条通歩道拡幅事業の歩み

平成19年度～ 四条通歩道拡幅の社会実験を実施

平成24年1月 四条通歩道拡幅の都市計画決定

平成24年度～ 四条通沿道協議会
(現: 四条通エリアマネジメント会議)の開催

平成26年11月 四条通工事開始

平成27年10月末 四条通の歩道拡幅完了

現在に至る

1. 「歩いて楽しいまちなか戦略」とは・・・

(3) 「歩いて楽しいまちなかゾーン」の歩み

平成19年度 「歩いて楽しいまちなか戦略」社会実験

平成23年度 歴史的都心地区内において、安価で波及性のある
ゾーン対策の実証実験を実施

平成24年度～ 実証実験の結果をもとに、「歩いて楽しいまちなかゾーン」
を歴史的都心地区で展開

平成26年度～ 「歩いて楽しいまちなかゾーン」を周辺地区に展開

現在に至る

1. 「歩いて楽しいまちなか戦略」とは・・・

(4) 「歩いて楽しいまちなか」のイメージ



平成18年度頃のイメージ



現在の四条通

2. 四条通歩道拡幅事業とその効果

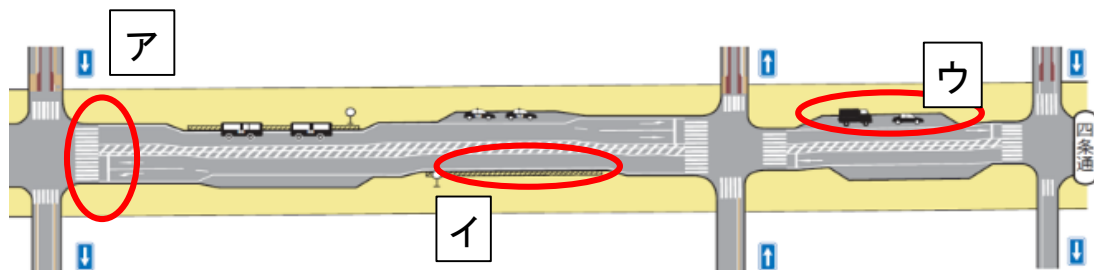
(1) プロジェクトの概要

【整備区間】 四条通(烏丸通～川端通間)延長1,120m,幅員22m



【整備内容】

- ア) 歩道の拡幅
- イ) テラス型バス停の導入とバス停の集約
- ウ) 沿道アクセススペース及びタクシー乗場の設置

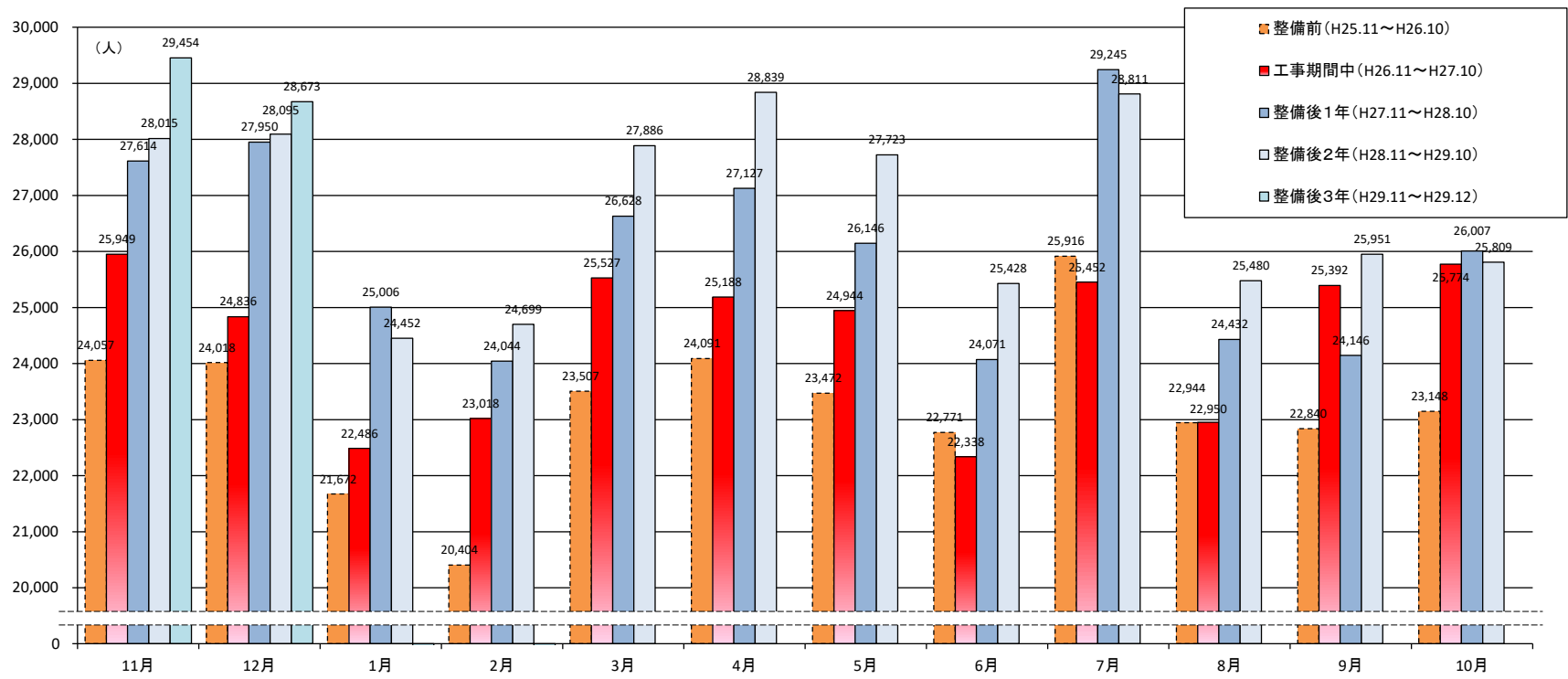


2. 四条通歩道拡幅事業とその効果

(2) 歩行者数の推移

- 整備前と比べて約1割増加しており、現在も増加傾向が継続している。

整備前:平成26年11月～平成27年10月 1日あたり24,497人
整備後:平成28年11月～平成29年10月 1日あたり26,780人(上記比:9.3%増)



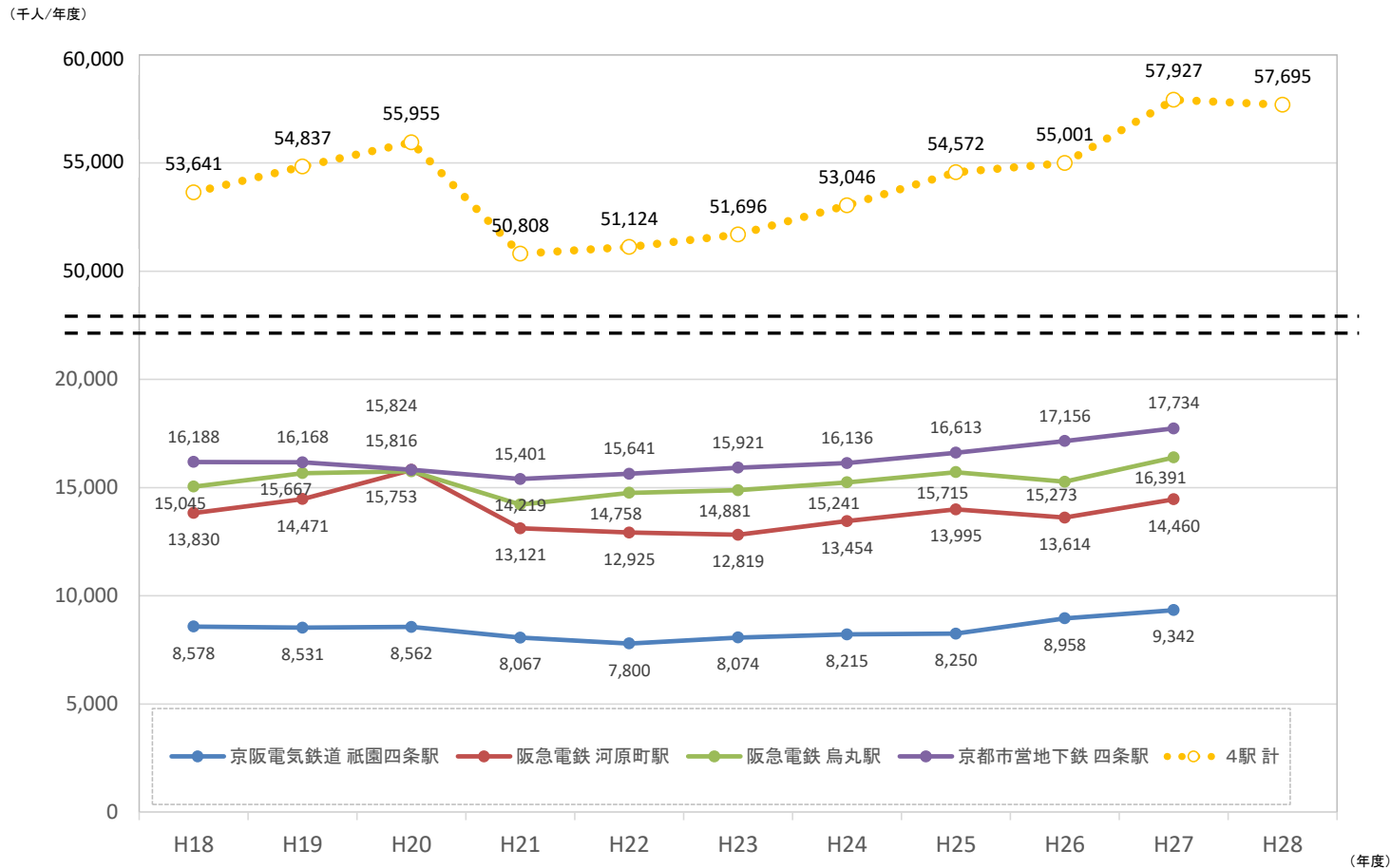
※四条繁栄会商店街組合からの提供データをもとに、京都市で集計したもの
※歩行者数は、四条繁栄会商店街組合が設置する歩行者カウンター1箇所あたりの1日平均カウント数
※平成27年9月に歩行者カウンターのセンサー範囲を拡幅後の歩道まで拡大
※歩行者カウンターの不備等により正確に測定できていない日は集計から除外している

図 四条通の歩行者数の変化

2. 四条通歩道拡幅事業とその効果

(3) 公共交通による来訪者数

- 四条通周辺の鉄道駅の乗車人数は、増加傾向が続いている。



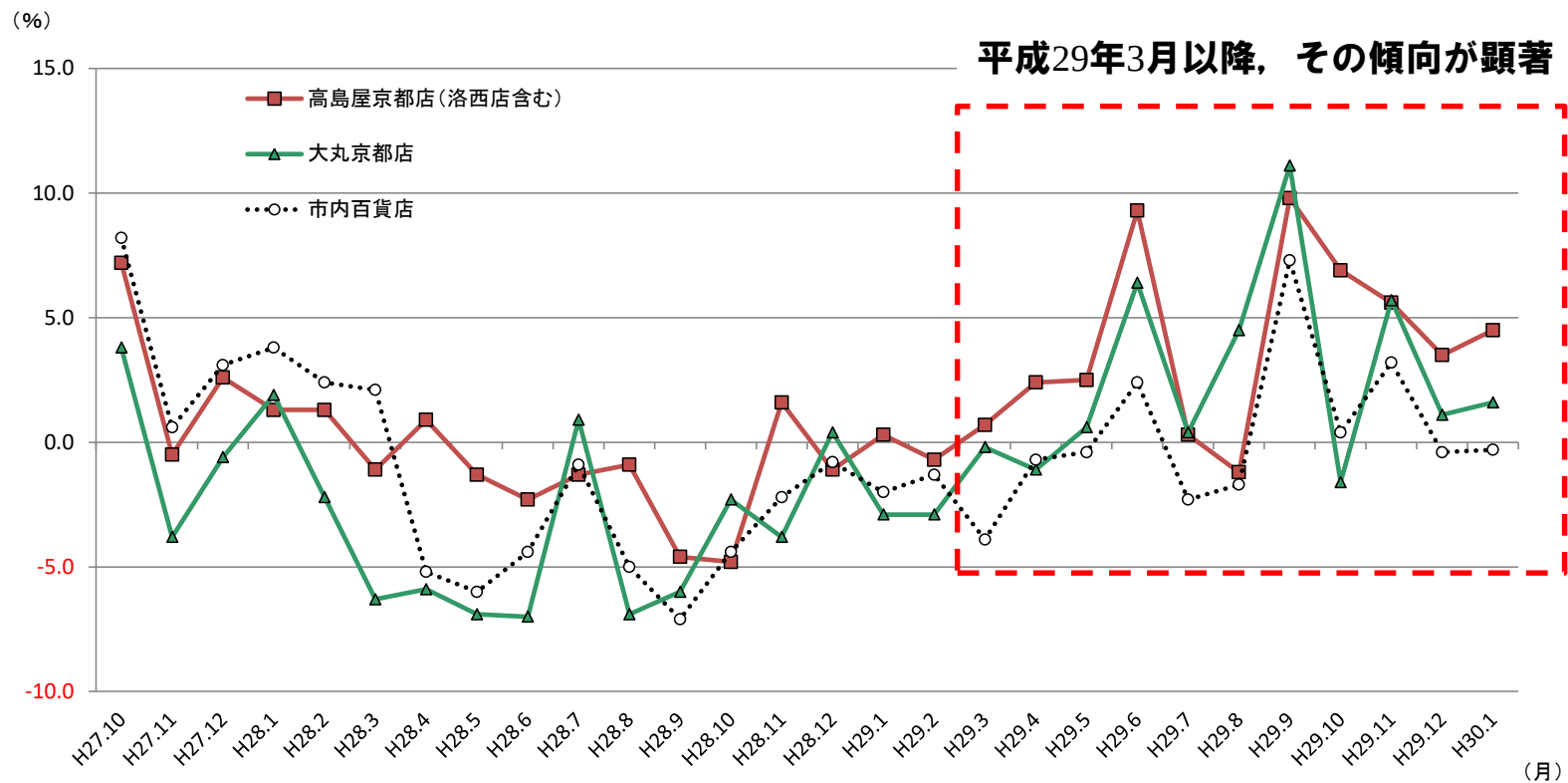
※平成28年度に一部事業者の算定方法に変更があった
資料：京都市調べ

図 四条通整備区間周辺の鉄道駅乗車人数の推移

2. 四条通歩道拡幅事業とその効果

(4) 百貨店の売上額の変化

- 市内百貨店全体の値に比べ、四条通沿道の高島屋京都店、大丸京都店では好調を維持している。



高島屋京都店、大丸京都店の数値：各社営業報告（高島屋、大丸）
市内百貨店※の数値：全国百貨店売上高概況（日本百貨店協会）

※市内百貨店：伊勢丹、大丸(京都店、山科店)、高島屋(京都店、洛西店)、藤井大丸

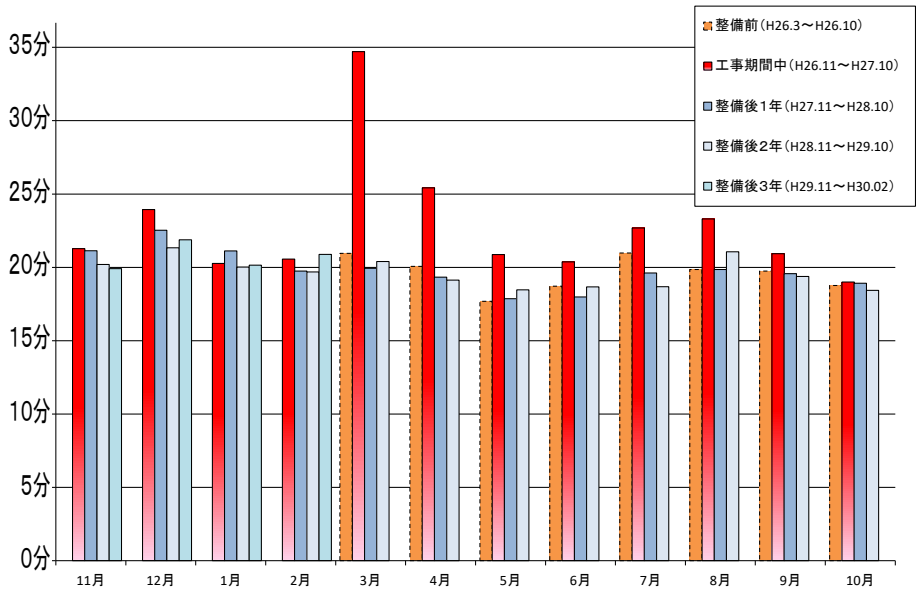
図 歴史的都心地区内の百貨店の売上額（前年同月比）

2. 四条通歩道拡幅事業とその効果

(5) 市バスの平均運行時間

- ・ 工事期間中、四条通の整備区間では、市バスに約5～15分程度の遅れが生じていたが、整備完了後は着工前と同程度となっている。

<西行>



<東行>

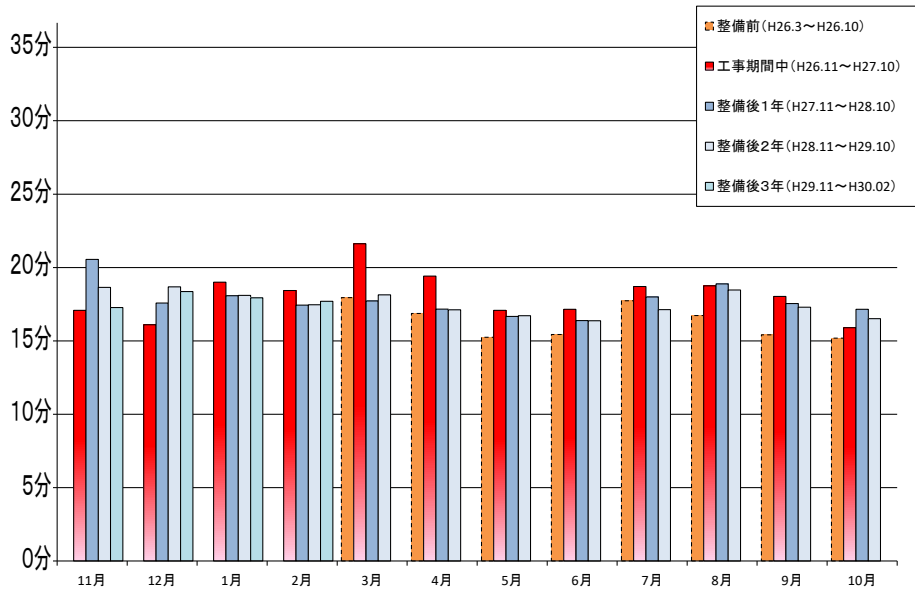


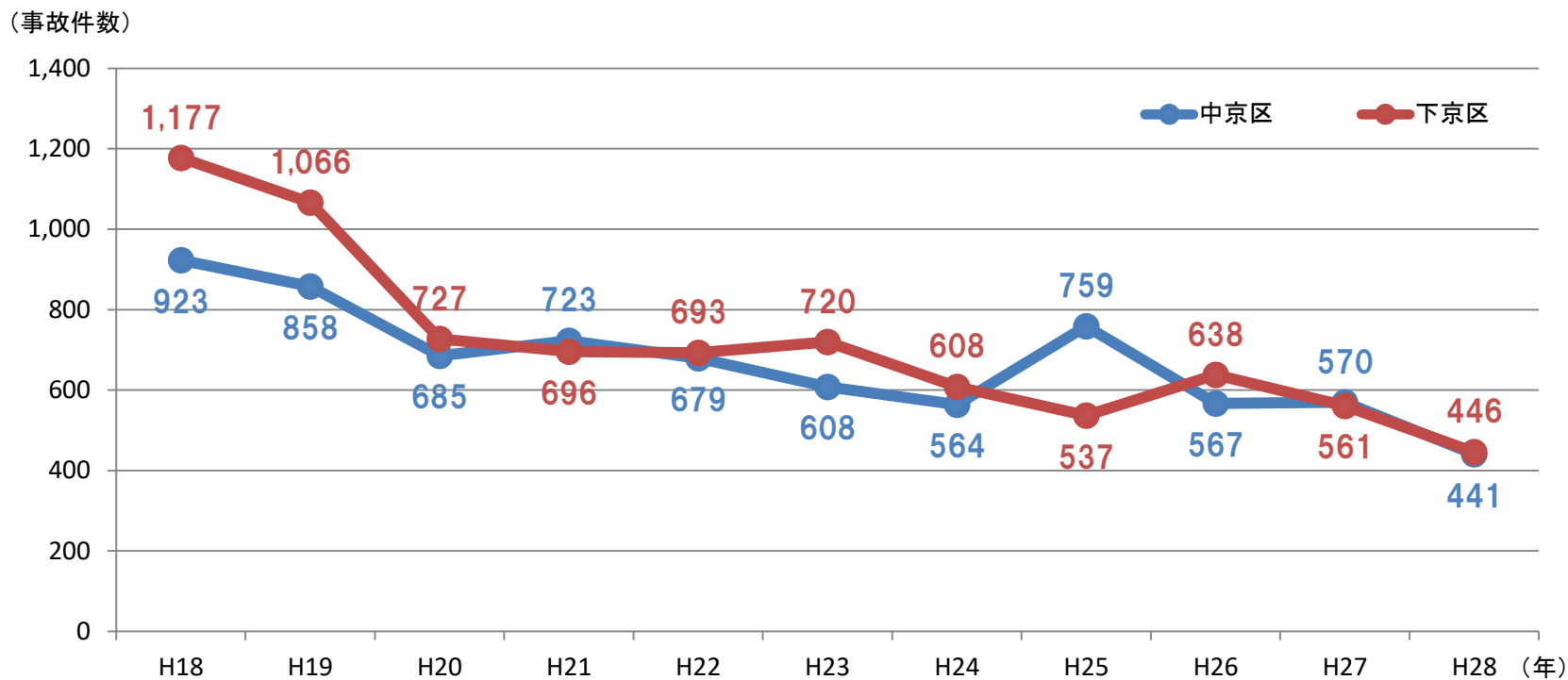
図 四条通の整備区間を通る市バスの平均運行時間
(設定ダイヤ15分)

区間：祇園交差点～四条堀川交差点
集計時間帯：15時台～18時台

2. 四条通歩道拡幅事業とその効果

(6) 交通事故件数の推移

- 中京区及び下京区における交通事故の件数は、減少傾向にある。



資料：交通統計（京都府警察本部）

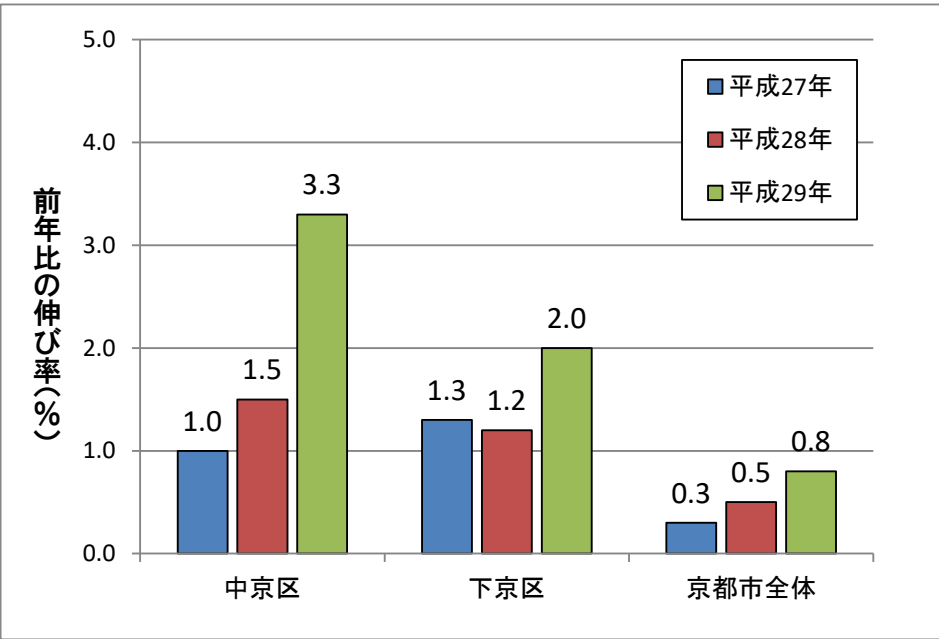
図 中京区及び下京区の交通事故件数の変化

2. 四条通歩道拡幅事業とその効果

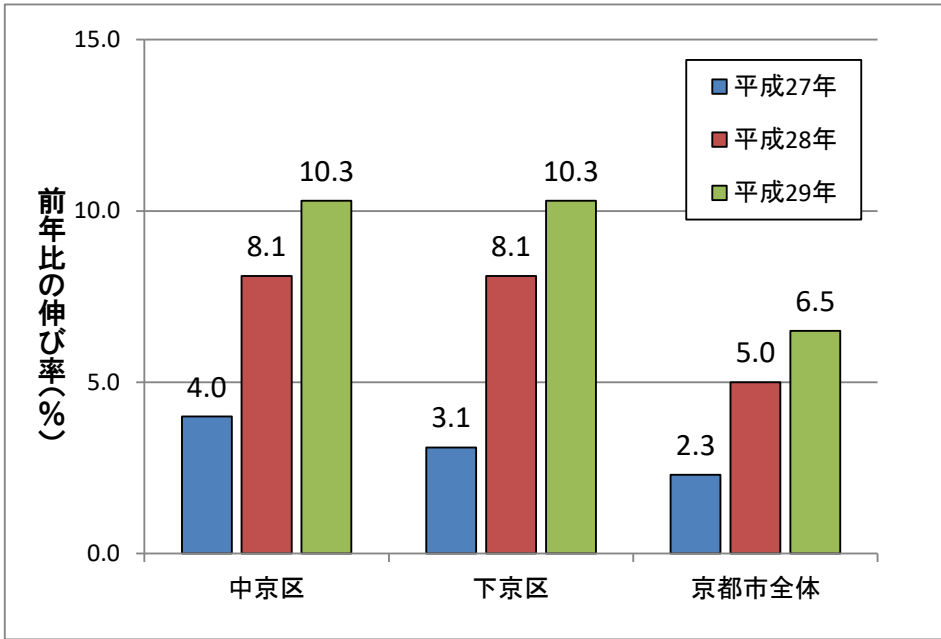
(7) 地価公示価格の変化

- 中京区と下京区における公示価格は、平成27年以降上昇しており、上昇幅も、市内平均より大きい。

<住宅地>



<商業地>



※基準日は各年の1月1日
資料：平成29年地価公示（国土交通省）

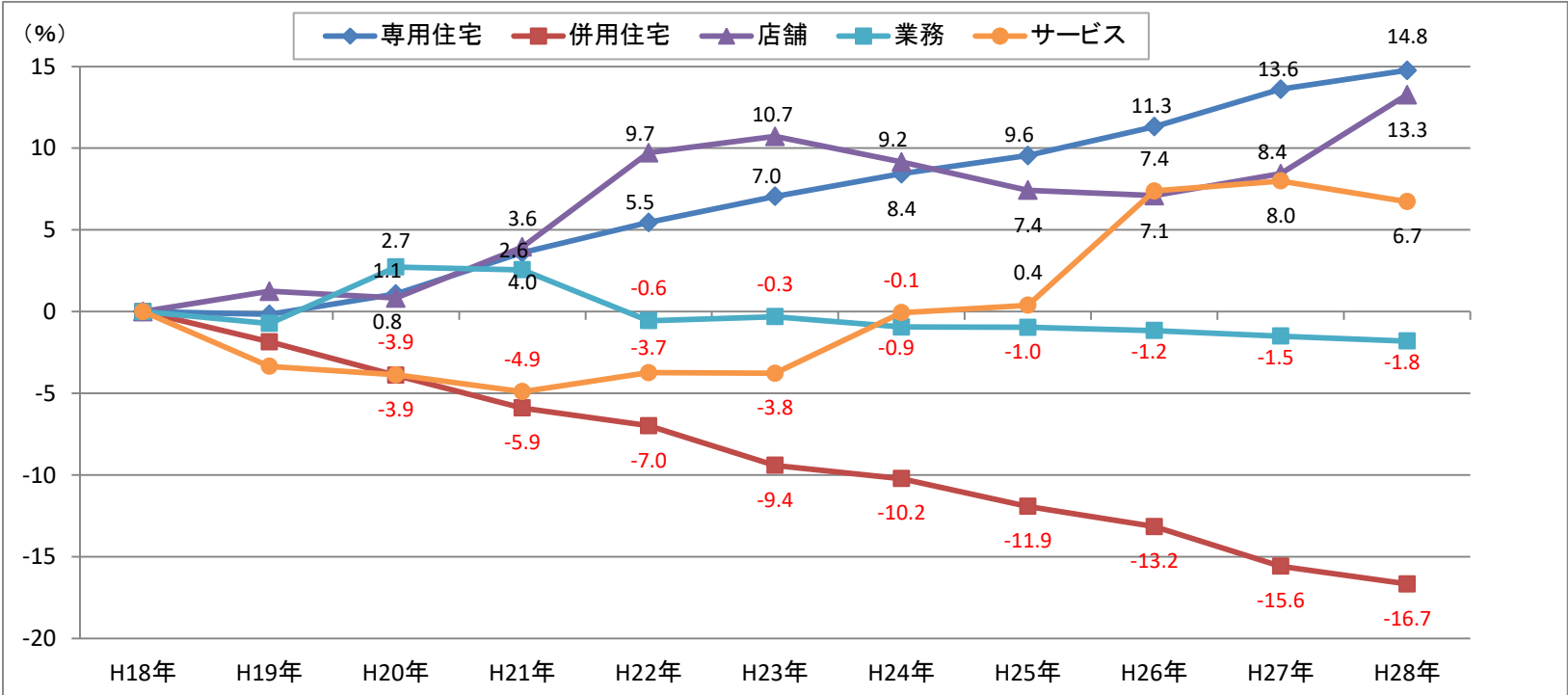
図 中京区及び下京区における地価公示価格の変化（左：住宅地，右：居住地）

2. 四条通歩道拡幅事業とその効果

(8) 業種別延床面積の変化

・ 専用住宅, 店舗及びサービス※¹は増加傾向である一方, 併用住宅は減少傾向にある。

※ 1 : サービス……宿泊施設, 劇場, 映画館及び公衆浴場等



資料：土地利用現況調査（平成28年1月 京都市）
住民基本台帳人口（京都市）

図 四条通整備区間周辺※²における建物用途別延床面積の推移（平成18年比）

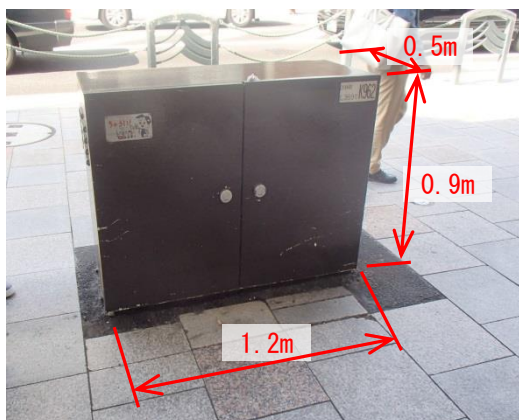
※ 2 : 中京区…初音学区, 柳池学区, 銅駝学区, 日影学区, 生祥学区, 立誠学区
下京区…豊園学区, 開智学区, 永松学区

3.四条通歩道拡幅事業に関連する取組

(1) 四条通歩道拡幅事業に伴う地上機器の移設

- 歩道拡幅に伴い歩道中央付近に残った地上機器を移設
- 四条寺町交差点を境に東西2ブロックに分割し、時期を分けて施工
 - ⇒西ブロック(寺町～烏丸):平成28年8月～平成29年6月末【移設完了】
 - ⇒東ブロック(寺町～川端):平成29年8月～平成30年6月末【移設中】

<地上機器>



※電気を安全に供給するための設備で、無電柱化の際に設置

【移設前】



【移設後】



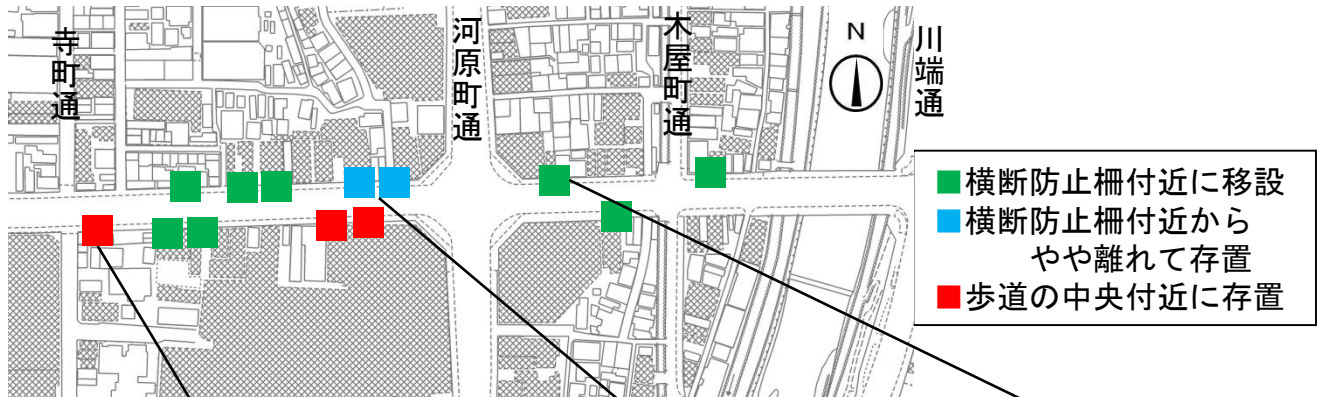
※一部の地上機器は、地下埋設物等が支障となり、電力柵が設置できないため、横断防止柵付近からやや離れた位置又は歩道中央付近に存置

3. 四条通歩道拡幅事業に関連する取組

(1) 四条通歩道拡幅事業に伴う地上機器の移設

- 四条寺町交差点を境に東西2ブロックに分割し、時期を分けて施工
⇒ 東ブロック(寺町～川端): 平成29年8月～平成30年6月末 【移設中】
- 全ての地上機器について、安全対策【一部工事中】及び美装化を予定

東ブロックの移設計画及び状況



安全対策及び美装化

磁器板による美装化



歩行者の安全対策として、地上機器の視認性の向上と、万一、接触した場合の衝撃軽減するために斜行台を設置



※一部の地上機器は、地下埋設物等が支障となり、電力柵が設置できないため、横断防止柵付近からやや離れた位置又は歩道中央付近に存置

3. 四条通歩道拡幅事業に関連する取組

(2) 歴史都心地区へのマイカー流入抑制

■ 車両流入抑制の取組を実施

➢ 迂回誘導看板及び横断幕の設置

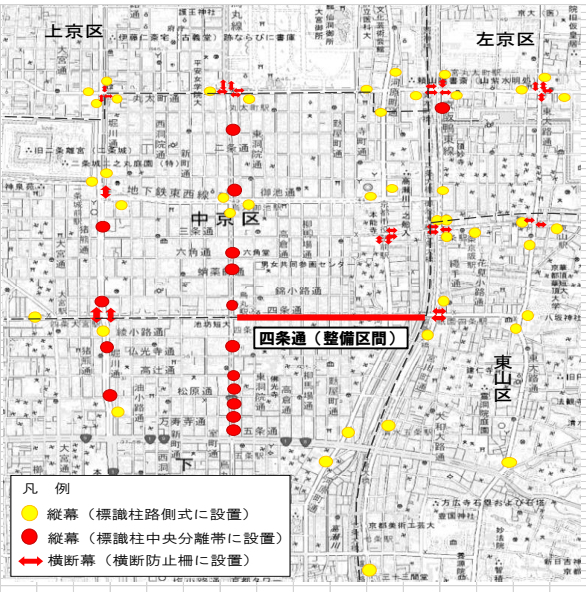
＜常設＞電光表示板 15箇所

迂回誘導看板 20箇所

＜仮設＞横断幕 89箇所

設置期間:平成29年3月～平成29年12月

平成30年3月～現在



【横断幕の設置位置図】



【掲出している縦幕】

➢ 観光雑誌への掲載

秋:関西ウォーカー 5万6千部

春:京都ウォーカー 5万部

➢ 道の駅，SA・PAへのチラシの配架

秋・春:約300箇所 約15,000部



(おもて)



(うら)

【配架チラシ】

3. 四条通歩道拡幅事業に関連する取組

(3) 沿道アクセススペースの管理

- 地元商店街、タクシー事業者、物流事業者、国、京都府警が参画する「四条通エリアマネジメント会議」において、各関係者が連携し、違法駐停車車両の啓発等、沿道アクセススペースを含む四条通のエリアマネジメントを行っている。

<主な取組の様子>



【違法駐停車車両の啓発】



【タクシーの乗降について案内する看板の設置】
(四条河原町西入)

4.「歩いて楽しいまちなかゾーン」の整備

(1) プロジェクトの概要

【整備方針】

- **走行空間の優先順位:「歩行者＞自転車＞自動車」**
- 安心してゆとりある歩行空間の確保
- 自動車の走行速度の抑制
- 自転車の交通秩序の整序化を実現

【具体的な整備内容】

- ア) 路側線の引き直しとカラーラインの設置
- イ) ゾーン出入り口での対策
- ウ) 三条通でのカラー舗装等の実施



(麩屋町御池交差点)



薄層カラー舗装等の実施状況



薄層カラー舗装及び小舗石舗装

4.「歩いて楽しいまちなかゾーン」の整備

(2) 進捗状況

整備状況

平成28年度以前

【ゾーン③】
一部実施

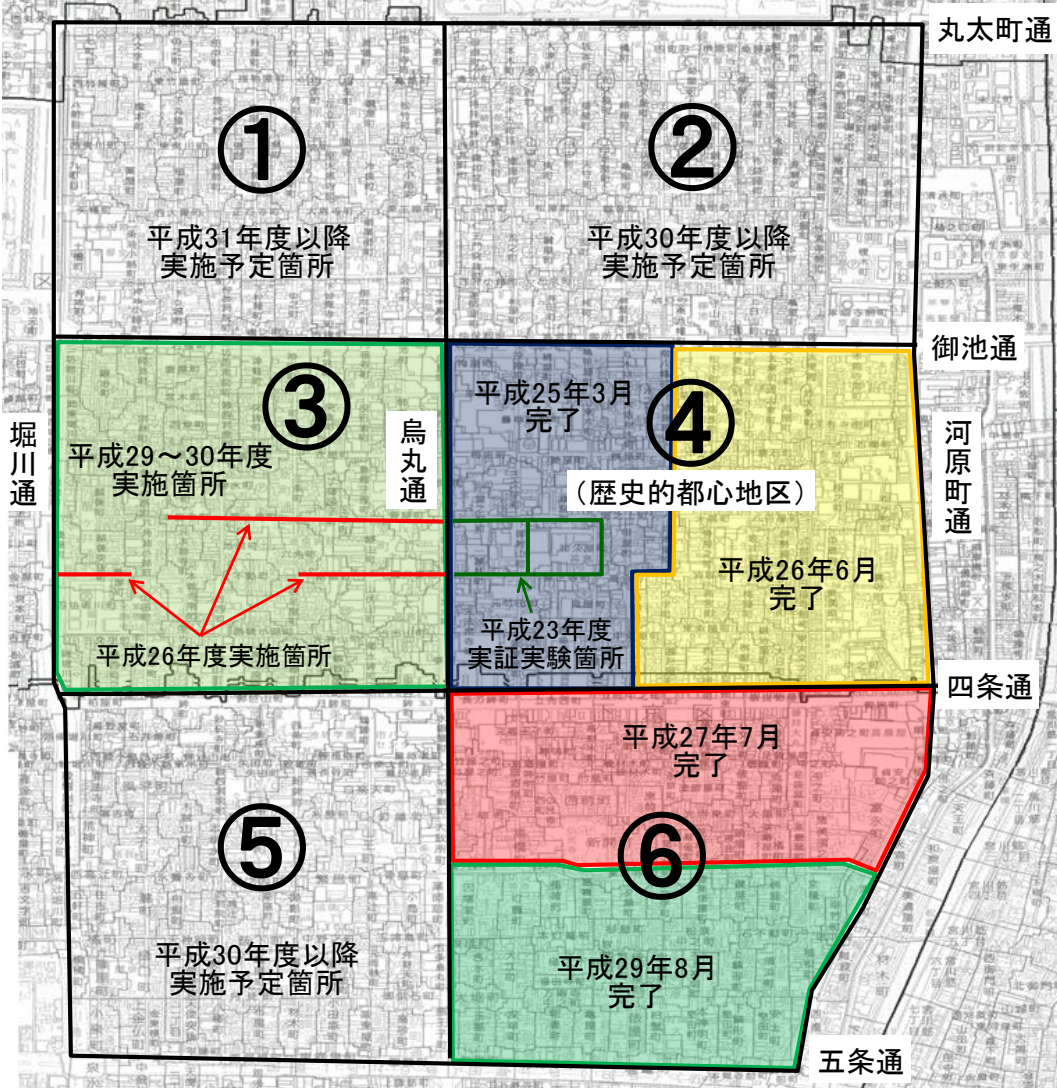
【ゾーン④(歴史的都心地区)】
完了

【ゾーン⑥】
北側(高辻通以北) 完了
南側(高辻通以南) 着手

平成29年度

【ゾーン⑥】
完了

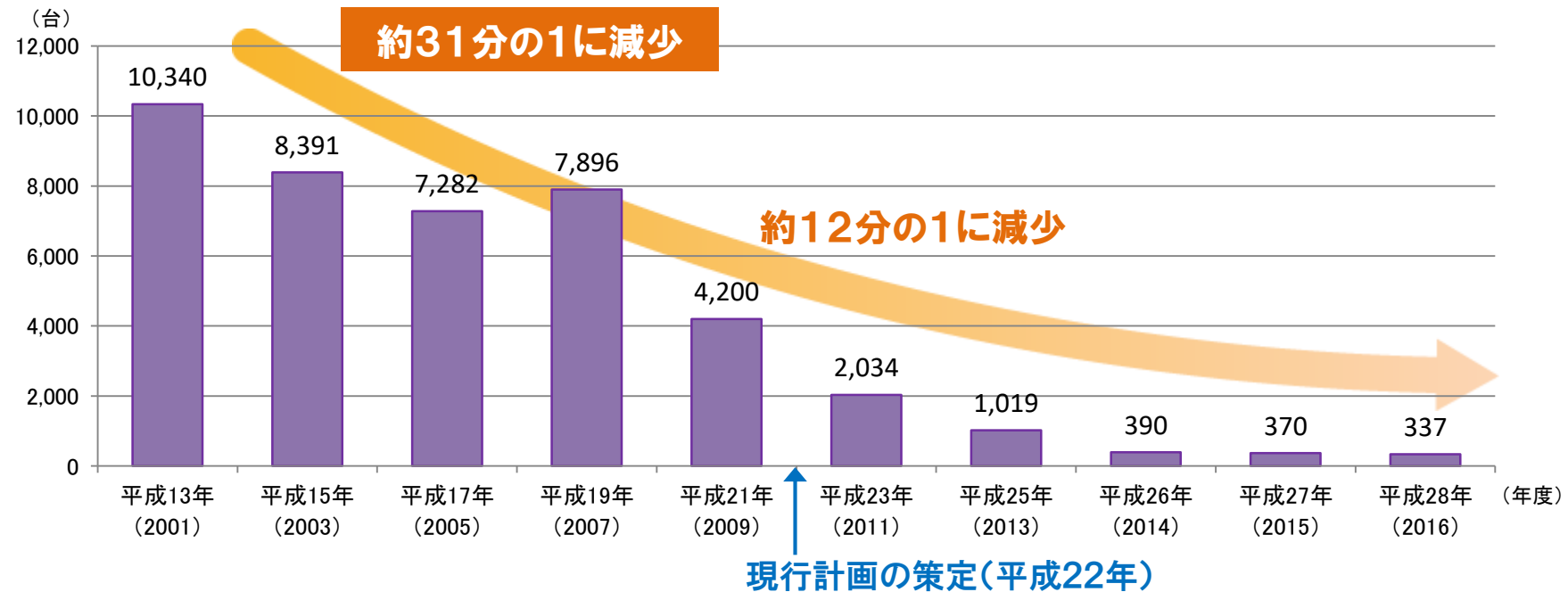
【ゾーン③】
着手



4.「歩いて楽しいまちなかゾーン」の整備

(3) 放置自転車の現況

- 京都市における自転車等の放置台数は減少傾向にある。



※10～11月の晴天の平日、概ね午前11時時点において、市内各駅のうち1駅における放置台数が100台以上の駅を集計対象に放置台数を集計した値

※内閣府は本調査を隔年で実施しており、平成24年度、平成26年度、平成28年度は本市独自で調査を実施

資料：京都新自転車計画（平成27年3月），（内閣府調査）

図 自転車等の放置状況

5. まちなか物流の整序化に向けた取組

◆歴史的都心地区（まちなか）の現状と課題

- 10の商店街が存在し、1,000以上の商店が集まる地域でもあり、物流が地域の活動に果たしている役割は大きい。
- 商店主、住民、観光客、買い物客、通勤・通学者など、多様な人が行き交い、活動する地区。
- 細街路も多数存在。



◆物流WGの目的

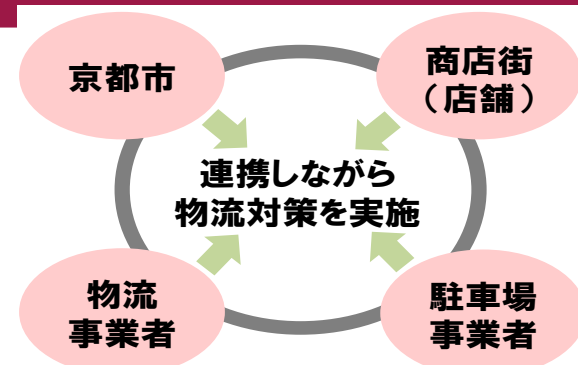
「歩いて楽しいまちづくり」を進め、賑わいを創出する



路上での荷さばき車両を整理・整頓し、
誰もが安心・安全で快適に歩ける歩行空間を確保

◆物流WGの進め方

- 物流車両の路上駐停車は、荷主（店舗等）の依頼に応じて荷物を配達する際に発生する
- 問題の解決のためには、**物流事業者、荷主や荷受人、行政**等の関係者が、それぞれが**必要な役割を果たしながら、連携して取り組んでいくことが必要**



5. まちなか物流の整序化に向けた取組

◆スケジュール

時期	内容
平成29年 8月21日	◆第12回物流ワーキンググループ
10月17日	◆まちなか物流実態調査①【路上荷さばき巡回調査】
11月28日	◆まちなか物流実態調査②【横持ち追跡調査】
11月16日～ 12月15日	◆納入・出荷に関するアンケート調査
12月12日	◆ワークショップ ～「まちなか」物流を考える～
平成30年 2月28日	◆第13回物流ワーキンググループ ・平成29年度の取組報告 ・今後の方向性 等

5. まちなか物流の整序化に向けた取組

(1) まちなか物流実態調査① 【路上荷さばき巡回調査】

日時

平成29年10月17日(火)7:00～19:00

対象地域

歴史的都心地区及び三条通(河原町通～鴨川間)

内容

路上荷さばきを行っている車両の台数や位置等を調査

方法

各細街路を10分に1回巡回

<調査票のイメージ>

- 1:トラック型
2:バン・ワンボックス型
3:乗用車型(車体に表示がある場合のみ)

調査日	平成29年 月 日()
記録者氏名	

※可能な限り記録

※駐車停車中:○、荷捌き中:●

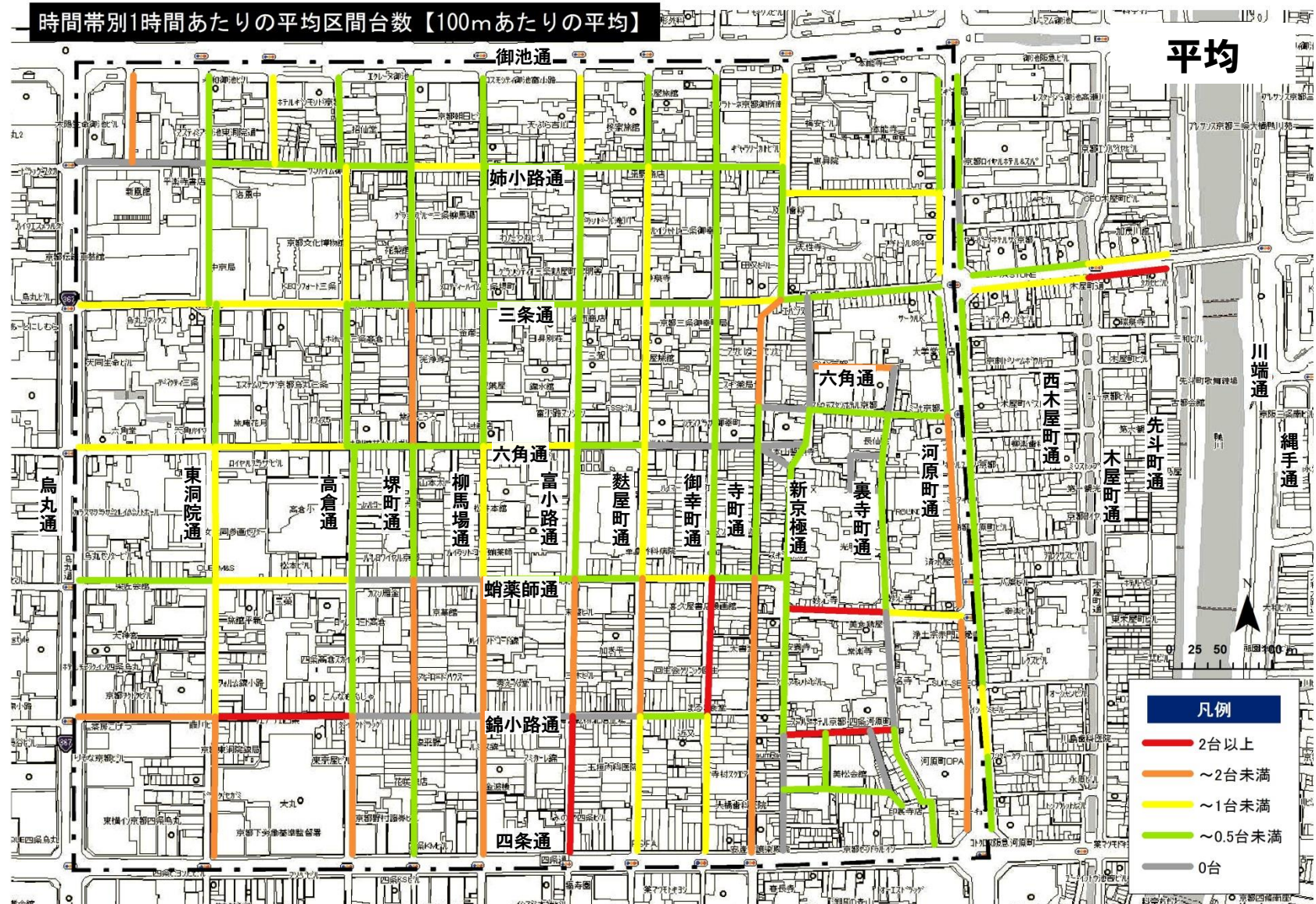
NO	区間 番号	車両 形状	車種No 頭桁	車体表示	特徴 (ナンバープレート等)	(10) 時						備考
						00	10	20	30	40	50	
1	A01	1	4	〇〇急便	11-41	○	●					
2	A01	3	5	〇〇〇会社	青色		●					
3	A01	2	4	××印刷						○		
4	A01	1	8	なし	冷凍車					○		

<調査風景>



5. まちなか物流の整序化に向けた取組

(1) まちなか物流実態調査① 【路上荷さばき巡回調査】



5. まちなか物流の整序化に向けた取組

(2) まちなか物流実態調査② 【横持ち追跡調査】

日時

平成29年11月28日(火)9:00～13:00

対象区間

まちなか物流実態調査①【路上荷さばき巡回調査】
において駐停車が多く見られた11区間(右下図)

目的

対象区間に停車した物流車両の位置とドライバーによる
配送先の関係から、横持ちの範囲を特定

方法

対象区間に停車した物流車両のドライバーの横持ち
を追跡し、記録

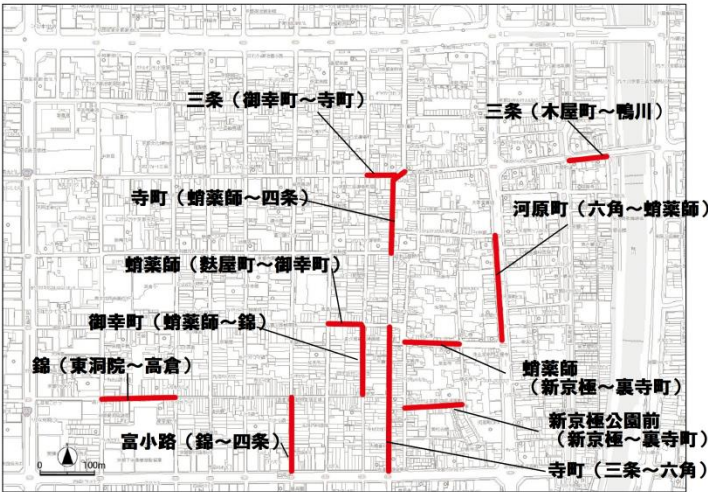
<調査票のイメージ>

横持ち追跡調査 記録表

調査日	平成29年 月 日 ()
記録者氏名	

荷捌き 車両	車両形状	1:トラック型 2:バン、ワゴンボックス型 3:乗用車型(車体に表示がある場合のみ)		
	車体表示	〇〇物流		
	車種NO	440	備考	

図面NO	行動	時刻	駐車位置・立寄り先名称(商店名・ビル名など)	台車の使用	備考
A	車両の到着時刻	10:05	イ02	-	
①	立寄り先①	10:07	A04 民家	有・無	
②	立寄り先②	10:10	ア05 〇〇商店	有・無	
③	立寄り先③	10:13	B03 〇〇マンション	有・無	
④	立寄り先④	:		有・無	
⑤	立寄り先⑤	:		有・無	
⑥	立寄り先⑥	:		有・無	
⑦	立寄り先⑦	:		有・無	
⑧	立寄り先⑧	:		有・無	
⑨	立寄り先⑨	:		有・無	



5. まちなか物流の整序化に向けた取組

(2) まちなか物流実態調査② 【横持ち追跡調査】

■ 事業者別

- 全体の約7割が物流事業者以外(納品等事業者)の荷さばき。
- 「蛸薬師(新京極～裏寺町)」及び「寺町(三条～六角)」では物流事業者が過半数。
- 物流事業者の平均配送距離は、その他納品等事業者の2倍以上。

区間名	物流事業者			その他納品等			全体		
	割合(%)【件数】	平均配送距離(m)		割合(%)【件数】	平均配送距離(m)		割合(%)【件数】	平均配送距離(m)	
三条(御幸町～寺町)	28.6【2】	36.6		71.4【5】	40.1		100.0【7】	39.1	
三条(木屋町～鴨川)	33.3【6】	6.5		66.7【12】	7.4		100.0【18】	7.1	
蛸薬師(麩屋町～御幸町)	25.0【1】	0.0		75.0【3】	10.0		100.0【4】	7.5	
蛸薬師(新京極～裏寺町)	54.2【13】	75.2		45.8【11】	48.2		100.0【24】	62.8	
錦(東洞院～高倉)	15.0【9】	13.3		85.0【51】	12.7		100.0【60】	12.8	
新京極公園前(新京極～裏寺町)	28.6【6】	185.3		71.4【15】	53.8		100.0【21】	91.4	
富小路(錦～四条)	29.4【10】	28.0		70.6【24】	11.0		100.0【34】	16.0	
御幸町(蛸薬師～錦)	12.0【6】	4.5		88.0【44】	13.4		100.0【50】	12.3	
寺町(三条～六角)	54.2【13】	79.8		45.8【11】	36.9		100.0【24】	60.1	
寺町(蛸薬師～四条)	25.6【10】	71.7		74.4【29】	9.3		100.0【39】	25.3	
河原町(六角～蛸薬師)	35.0【14】	44.1		65.0【26】	31.7		100.0【40】	36.1	
総計	28.0【90】	55.5		72.0【231】	20.2		100.0【321】	30.1	

※青字は50%以下, 赤字は50%以上

5. まちなか物流の整序化に向けた取組

(2) まちなか物流実態調査② 【横持ち追跡調査】

■ 駐停車場所と配送先の関係について

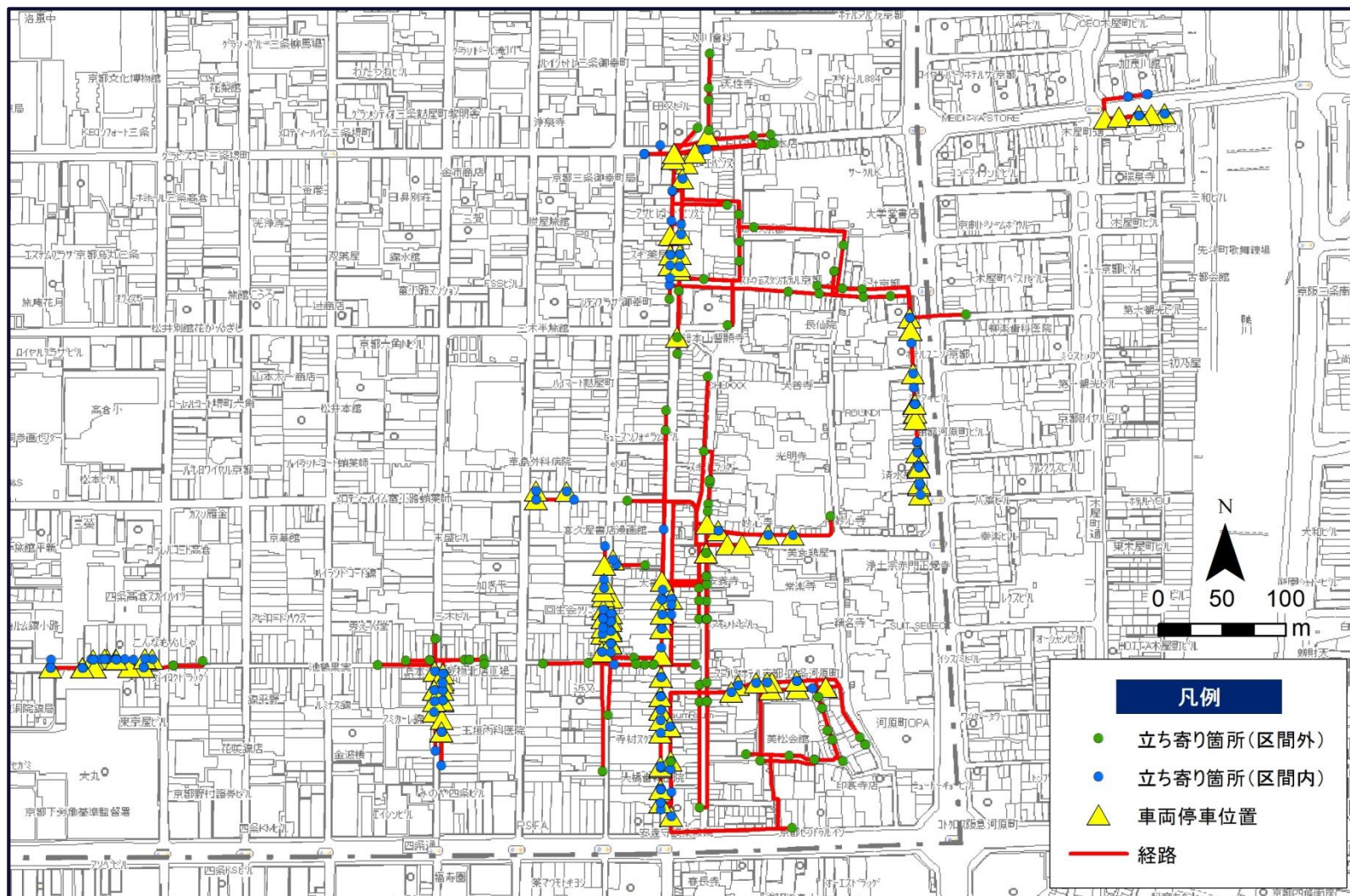
- 駐停車場所と同じ区間内の立ち寄り(●)が全体の約7割を占めており、特に「三条(木屋町～鴨川)」や「蛸薬師(麩屋町～御幸町)」、「錦(東洞院～高倉)」、「御幸町(蛸薬師～錦)」では9割以上が区間内の配送である。
- 「蛸薬師(新京極～裏寺町)」及び「新京極公園前(新京極～寺町)」では、約8割が区間外への配送(●)に利用されている。

区間名	横持ち 回数(件)	(件)	立寄り箇所数	
			うち対象区間内(件)【%】	うち対象区間外(件)【%】
三条(御幸町～寺町)	7	8	5【62.5%】	3【37.5%】
三条(木屋町～鴨川)	18	18	18【100.0%】	0【0.0%】
蛸薬師(麩屋町～御幸町)	4	5	5【100.0%】	0【0.0%】
蛸薬師(新京極～裏寺町)	24	27	5【18.5%】	22【81.5%】
錦(東洞院～高倉)	60	60	57【95.0%】	3【5.0%】
新京極公園前(新京極～裏寺町)	21	37	9【24.3%】	28【75.7%】
富小路(錦～四条)	34	36	24【66.7%】	12【33.3%】
御幸町(蛸薬師～錦)	50	54	51【94.4%】	3【5.6%】
寺町(三条～六角)	24	38	18【47.4%】	20【52.6%】
寺町(蛸薬師～四条)	39	51	42【82.4%】	9【17.6%】
河原町(六角～蛸薬師)	40	47	36【76.6%】	11【23.4%】
総計	321	381	270【70.9%】	111【29.1%】

5. まちなか物流の整序化に向けた取組

(2) まちなか物流実態調査② 【横持ち追跡調査】

■ 立ち寄り箇所との位置



5. まちなか物流の整序化に向けた取組

(3) 納入・出荷に関するアンケート調査

調査期間

平成29年11月16日～12月15日

調査対象

京都府商店街振興組合連合会 中京東支部所属商店街 加盟店舗
※加盟店舗へは各商店街を通じて配布

調査目的

- ・ まちなかの商店街における納入・出荷の実態の把握
- ・ 回答者(商店主・スタッフ)の物流に対する意識調査
- ・ アンケートを通じた意識変容を促す(モビリティマネジメント)

配布件数

1,189件

回収件数(回収率)

216件(18.2%)

調査票

納入・出荷に関するアンケート調査票	
本調査票にお答えいただき、封筒に入れて12月15日(金)までにポストに投函してください。(切手不要)	
I. あなたのことについてお聞きします	
設問1 あなたの年齢を教えてください。【1つに○】	
1. 10歳代	2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代 5. 50歳代
6. 60歳代	7. 70歳代以上
設問2 あなたの性別を教えてください。【1つに○】	
1. 男性	2. 女性
設問3 貴店舗でのあなたの役割を教えてください。【1つに○】	
1. 経営者	2. 店員 3. 従業員 4. その他()
設問4 貴店舗の物流(仕入れ・荷出し)における、あなたの立場(決定権の有無)を教えてください。【1つに○】	
1. 決定権がある	2. 決定権はない 3. わからない
II. 貴店舗についてお聞きします	
設問5 貴店舗が所属する商店街振興会を教えてください。【1つに○】	

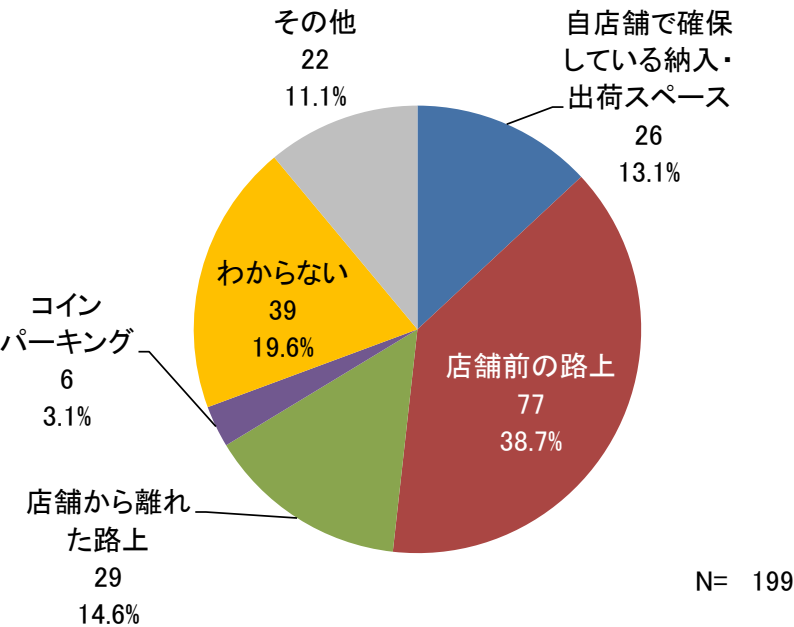
5. まちなか物流の整序化に向けた取組

(3) 納入・出荷に関するアンケート調査

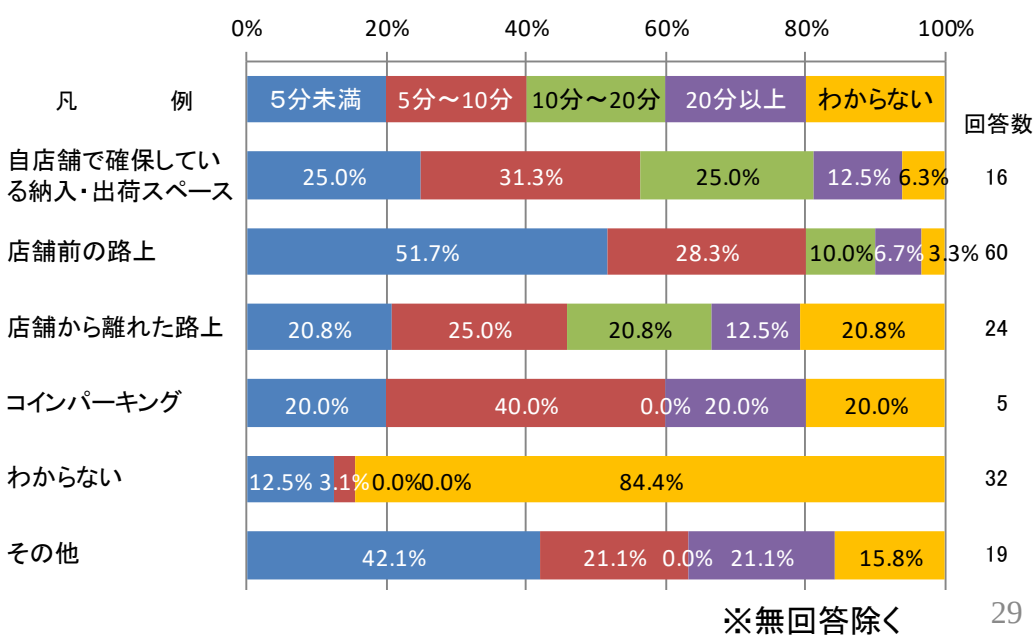
■ 物流車両の荷さばき場所及び時間

- ・ 自店舗で納入・出荷スペースを確保している店舗は約1割に留まり、店舗前や店舗から離れた路上での荷さばきが過半数となっている。
- ・ 回答店舗の約2割は物流車両の荷さばき場所を把握していない。
- ・ 店舗前の路上においては「5分未満」という回答が約半数である一方、店舗から離れた路上では「5分以上」が約6割を占めている。

＜物流車両の荷さばき場所＞



＜物流車両の荷さばき時間＞



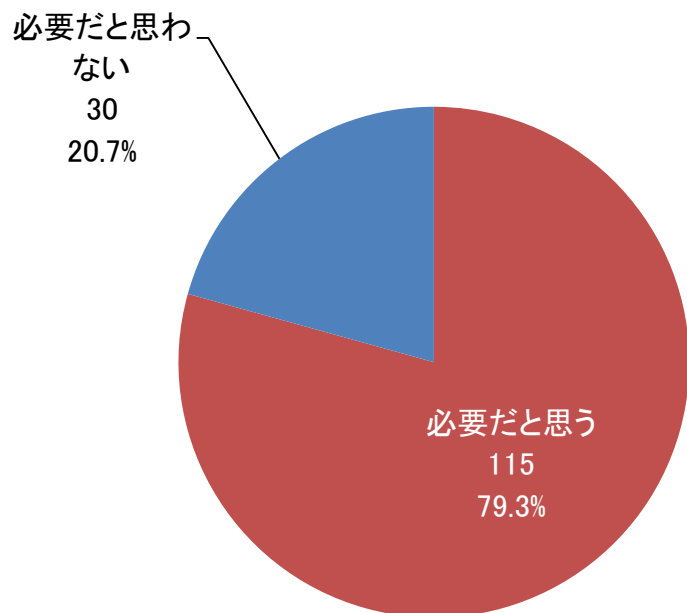
5. まちなか物流の整序化に向けた取組

(3) 納入・出荷に関するアンケート調査

■ 物流問題解決の必要性及び協力意向

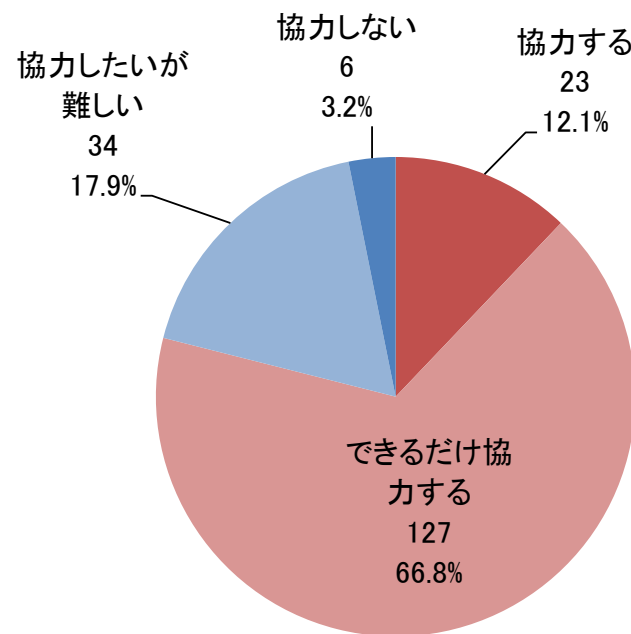
- 路上駐停車や路上荷さばき等の物流問題の解決が「必要だと思う」という回答は、約8割を占める。
- 物流問題の解決に向けた取組に「協力する」「できるだけ協力する」と回答した店舗は、合わせて約8割を占める。

＜物流問題解決の必要性＞



N= 145

＜物流問題解決に向けた取組への協力意向＞



N= 190

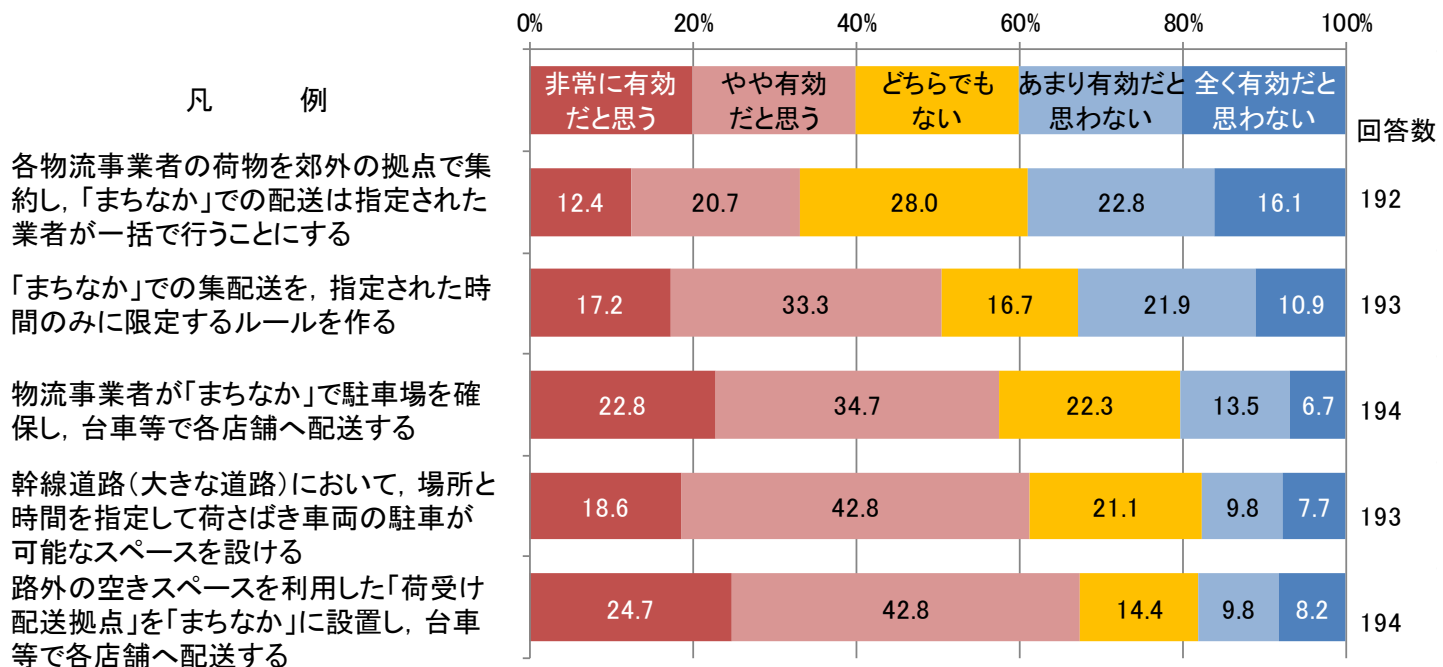
※「わからない」及び無回答除く

5. まちなか物流の整序化に向けた取組

(3) 納入・出荷に関するアンケート調査

■ 取組の有効度(どの程度有効と思うか)

- 「幹線道路において、場所と時間を指定して荷さばき車両の駐車が可能なスペースを設ける」や「荷受け配送拠点を設置し、台車等で各店舗へ配送する」取組については「有効だと思う」が6割以上を占めている。
- 「配送は指定された業者が一括で行う」については、「有効だと思わない」が約4割を占めており、「有効だと思う」を上回っている。



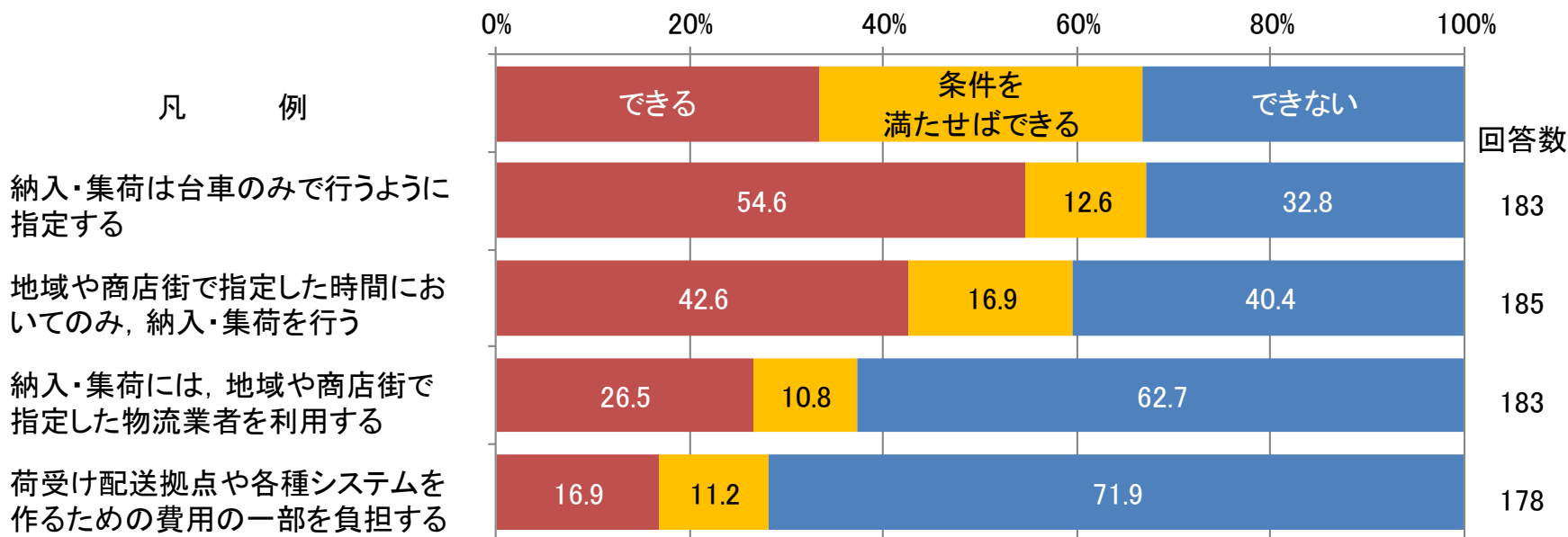
※無回答除く

5. まちなか物流の整序化に向けた取組

(3) 納入・出荷に関するアンケート調査

■ 協力できる取組

- 「納入・集荷は台車のみで行う」「指定した時間においてのみ行う」について、「できる」という回答が多い一方で、「指定の業者を利用する」「費用の一部を負担する」については、それぞれ6割以上が「できない」と回答。



※無回答除く

5. まちなか物流の整序化に向けた取組

(4) ワークショップ

日時

平成29年12月12日 10:00～11:30

場所

本能寺文化会館 5階 雁

参加者

まちなか商店街店舗の経営者等及び京都市職員10名

内容

- ・ まちなか物流実態調査(路上荷さばき巡回調査)等から分かること
- ・ グループワーク ～「まち」と物流の付き合い方～



5. まちなか物流の整序化に向けた取組

(4) ワークショップ

■ まちなか物流実態調査(荷さばき巡回調査)の結果から

- ◆ 四条通の歩道拡幅事業によって沿道アクセススペースが整備されたこともあり、**過去と比較すると、相当整序化されてきた**と感じる。確かに駐停車車両も見られるが、慣れているので、**特に危険は感じない**。
- ◆ 車両通行時間帯をもう少し短くできないかとも思うが、それによって「**従業員を早く出勤させるのは厳しい**」というお店が多い。

■ グループワークでの主な意見

- ◆ 小学生や観光客の安全を考えると、**もっと安心して歩けるようになった方が良い**と感じる。
- ◆ 例えば、通学の時間帯や通学路はできるだけ物流車両が通らないようにする、といった棲み分けができると良いかも知れない。

【もし】物流車両の駐停車車両がなくなったら・・・

- ◆ 歩行者（買い物客や観光客）も歩きやすくなって、**賑わう**だろう。
- ◆ 人が増え、**地価が上がることで、商店街に入ってくる店舗の業態も変わる**。すでに外国人観光客向けのドラッグストアが増えており、随分雰囲気が変わっている。

5. まちなか物流の整序化に向けた取組

◆まとめ

平成29年度の取組により…

荷さばきのための路上駐停車の状況は、
通りごと、時間帯ごとに異なることが改めて確認できた。

より良い「まちなか」の実現に向けて…

商店や物流事業者、その他関係者が**協力**し合い、
「物流の構造に対する理解」と「まちへの気遣い」
を継続していくことが重要ではないか

6. タクシー駐停車マナー向上に向けた取組

◆ タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議※の取組（平成29年度）

1. 業界向けの取組

- ・業界幹部に対するマナー向上の働きかけ
（アンケート結果のフィードバック）
- ・街頭指導の継続的な実施



業界幹部に対するマナー向上の働きかけ
（タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議の開催）

2. 乗務員への取組

- ・乗務員を対象としたアンケートの実施
（駐停車マナー向上に向けたアンケートと動機付け冊子の配布）

3. タクシー利用者（乗客）等への取組

- ・利用者（乗客）を対象としたアンケートの実施
（乗降マナー向上に向けたアンケートの実施）
- ・乗降マナー向上に向けた啓発
（タクシー車内での啓発，街頭啓発，横断幕の設置）

※タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議：

タクシー乗務員及び経営者に対して，駐停車マナー向上のきっかけとなる情報提供やコミュニケーション等を行い，自発的な駐停車マナーの向上を図るため，平成22年度から開催。（構成員：京都市，京都運輸支局，京都府警本部，タクシー業界団体及び関係団体）

6. タクシー駐停車マナー向上に向けた取組

(1) 乗務員アンケートの実施

目 的	・タクシー乗務員の行動や意識などの実態を把握する ・タクシー乗務員の自発的な駐停車マナー向上を図る
対 象	京都市域交通圏(京都府の京都市以南地域)のタクシー乗務員
期 間	平成30年1月30日(火)～2月26日(月)
方 法	タクシー会社及び個人タクシー組合を通じて乗務員へ配布
配布数	10,619部
回収状況	3,374部(3/20現在)



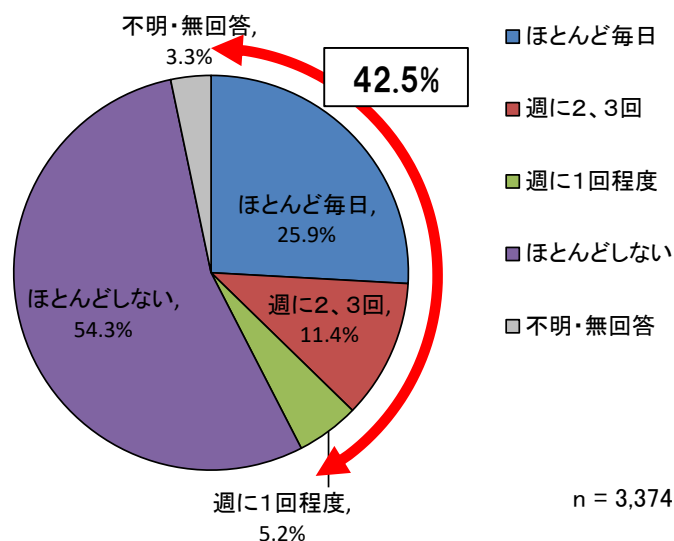
タクシー乗務員に対するマナー向上の働きかけ
(啓発冊子(左)とアンケート調査票(右)の配布)

6. タクシー駐停車マナー向上に向けた取組

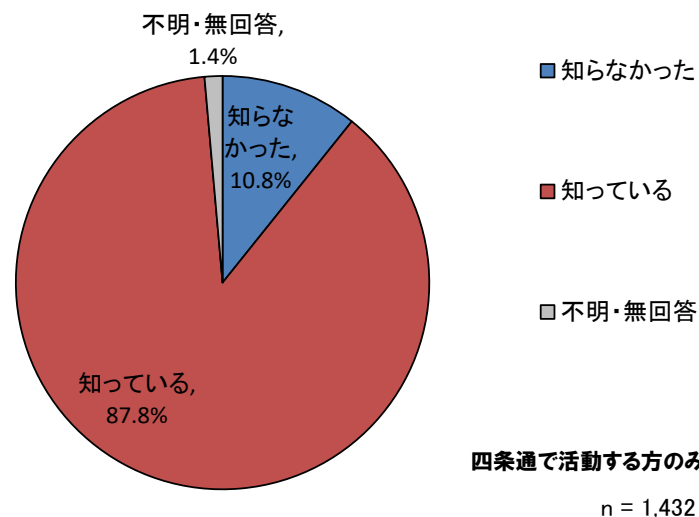
(2) 乗務員を対象としたアンケートの結果①

- 四条通で活動している乗務員は、回答者の42.5%となっている。
- うち、9割近くの乗務員が「四条通では、客待ちはタクシー乗り場で、乗客の乗降は沿道アクセススペースを利用する」というルールを知っていると回答。

四条通での活動頻度



四条通におけるルールの認知度

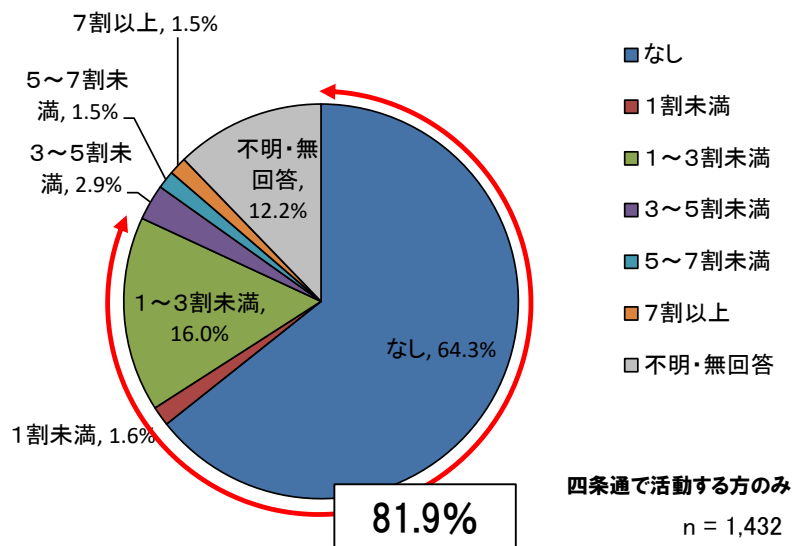


6. タクシー駐停車マナー向上に向けた取組

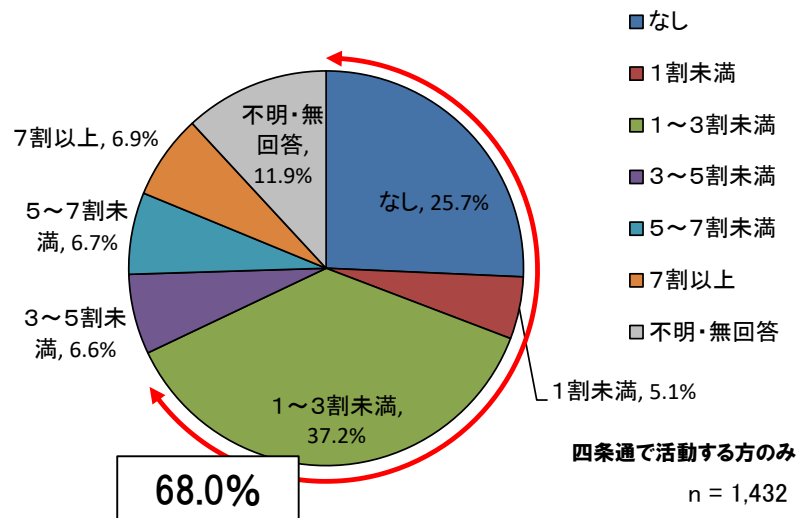
(2) 乗務員を対象としたアンケートの結果②

- ・ 四条通で活動している乗務員のうち、タクシー乗り場以外での客待ちは「しない」、「1割未満」、「1～3割未満」合わせて、81.9%となっている。
- ・ また、乗降については、沿道アクセススペース以外では「乗降しない」、「1割未満」、「1～3割未満」合わせて、68.0%となっている。

四条通におけるタクシー乗り場以外での客待ち割合



四条通における沿道アクセススペース以外で乗降する割合



6. タクシー駐停車マナー向上に向けた取組

(3) 利用者(乗客)向けアンケートの実施

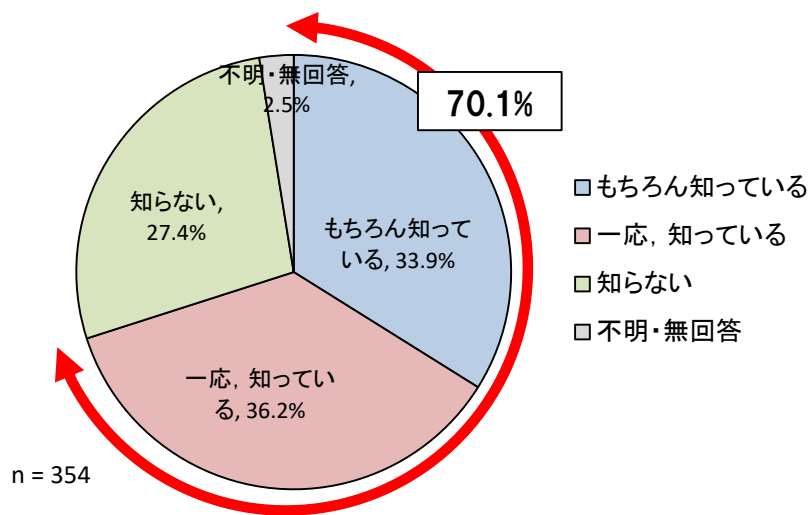
目 的	タクシー利用者(乗客)に、駐停車禁止区域等に関する情報を提供することにより、乗降マナーの向上を図る。
対 象	① 京都市内でタクシーに乗車した利用者(乗客) ② 京都駅前や四条通周辺の歩行者
期 間	平成30年2月2日(金)～26日(月)
方 法	① 乗務員を通じて、利用者(乗客)にアンケート調査票を配布 ② 京都駅前や四条通周辺でアンケート調査票を配布 ⇒ 後日、郵送(もしくはWEB)で回収
配布数	2,887部
回収状況	354部(3/20現在)

6. タクシー駐停車マナー向上に向けた取組

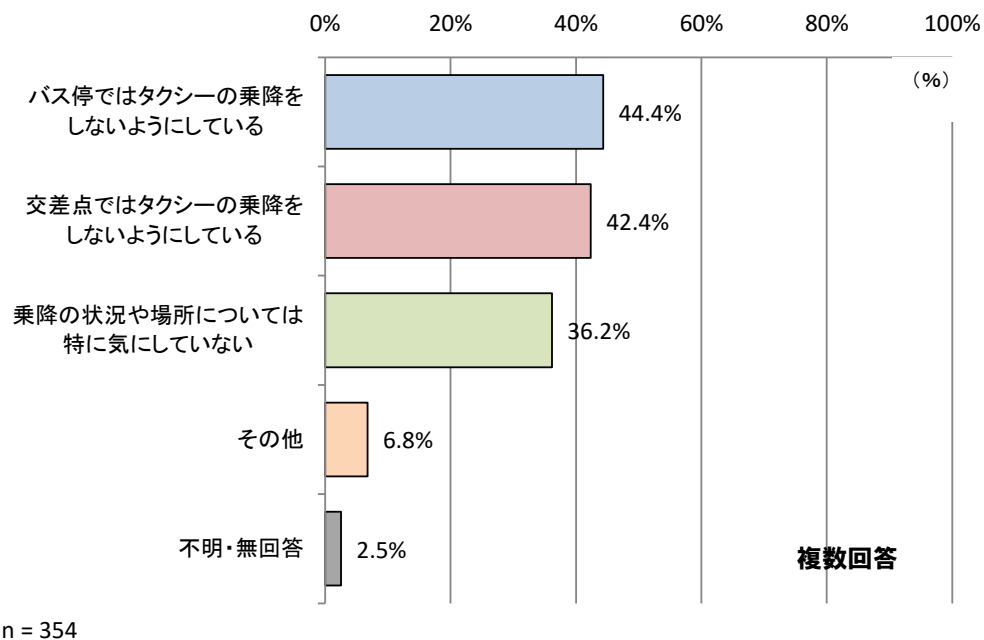
(4) タクシー利用者（乗客）を対象としたアンケートの結果①

- 交差点やバス停付近で乗降したり, タクシー乗り場以外で客待ちすることが道路交通法上「違法」であることについて, 回答者の70.1%が「知っている」と回答している。
- また, 「バス停や交差点ではタクシーの乗降をしないようにしている」回答者が4割以上となっている。

道路交通法への理解



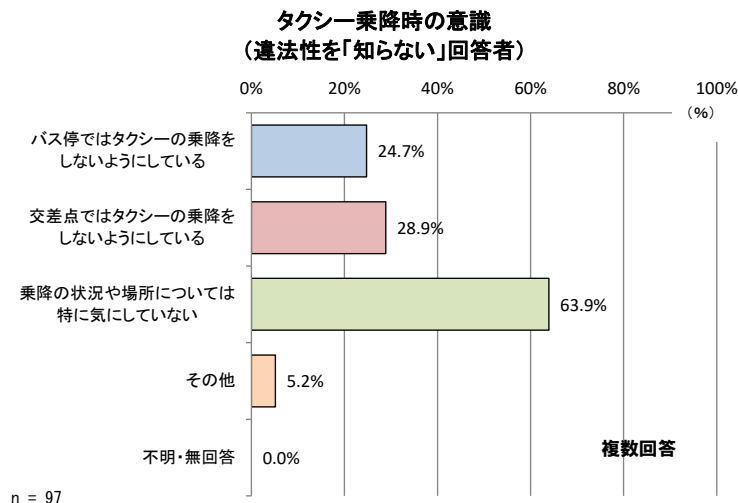
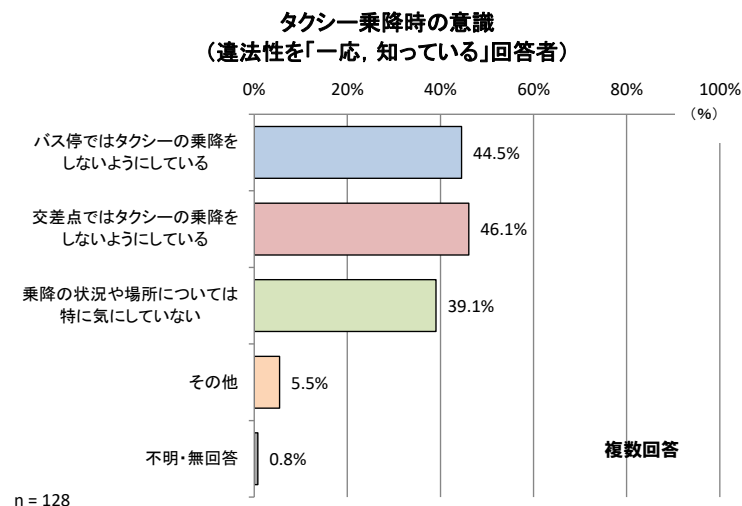
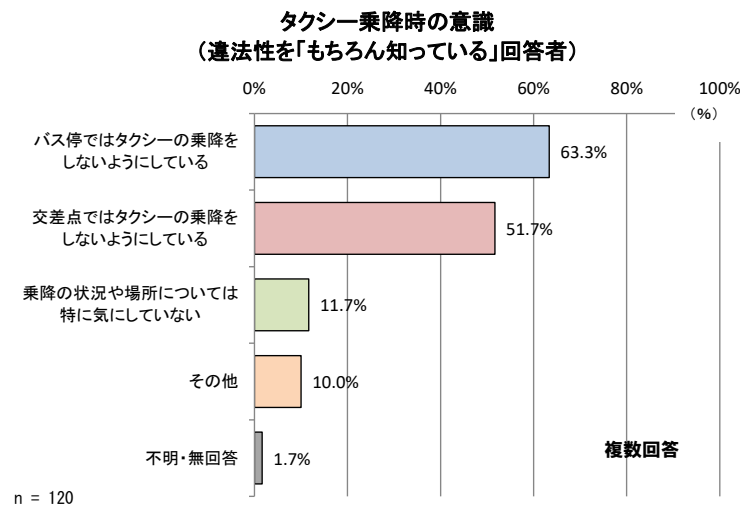
タクシー乗降時の意識



6. タクシー駐停車マナー向上に向けた取組

(4) タクシー利用者(乗客)を対象としたアンケートの結果②

- 交差点やバス停付近で乗降したり, タクシー乗り場以外で客待ちすることが道路交通法上「違法」と知っているほど, 乗降の状況や場所については気にしている結果となっている。



6. タクシー駐停車マナー向上に向けた取組

(5) タクシー駐停車マナー向上キャンペーン

① 街頭啓発（啓発ティッシュの配布）

時期：平成30年2月2日（金）

配布場所：京都駅、四条通周辺



啓発ティッシュの配布



啓発ティッシュ

② 横断幕の設置

時期：平成30年2月2日（金）～2月26日（月）

設置場所：京都駅周辺（1箇所）、四条通周辺（5箇所）



街頭でのマナー遵守に関する横断幕の設置状況

③ 助手席後ろのヘッドレストへの啓発ポスターの掲示

時期：平成30年2月2日（金）～2月26日（月）

配布数：68団体、4,062部



啓発ポスター（表面）